



# 三重県公報

平成28年10月7日(金)

第 2842 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
645	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	( 治 山 林 道 課 )	2
646	区域内特定養殖業者の同意が要件に適合している旨	( 水 産 経 営 課 )	5
647	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	( 道 路 管 理 課 )	5
648	兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立した旨及びその関係図書の縦覧	( 同 )	5
649	同伴	( 都 市 政 策 課 )	6
<b>選 管 告 示</b>			
88	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	(選挙管理委員会)	6
89	政治資金規正法の規定による政治団体の届出	( 同 )	6
90	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	( 同 )	7
91	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の届出	( 同 )	7
<b>公 告</b>			
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男女共同参画・NPO課)	7
	特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨	( 同 )	8
	同伴	( 同 )	8
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	( 同 )	9
	農用地利用配分計画の認可の申請があった旨及びその縦覧	( 担 い 手 支 援 課 )	9
	三重県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(ニホンジカ)の策定	( 獣 害 対 策 課 )	9
	開発行為に関する工事の完了	( 建 築 開 発 課 )	10
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	(発達支援体制推進プロジェクトチーム)	10

## 告 示

## 三重県告示第 645 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係る通知は、所在不明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を熊野市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

平成 28 年 10 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 第 1

## 1 通知することができない者の氏名

森谷 茂

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市飛鳥町小又字李 561

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 第 2

## 1 通知することができない者の氏名

齋藤 一浩

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市五郷町桃崎字赤倉山 1188 の 1、1188 の 2

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 第 3

## 1 通知することができない者の氏名

志磨 一良

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市井戸町字ムクロジ 4256、4257 の 3

## (2) 保安林として指定された目的

## 土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 4

## 1 通知することができない者の氏名

北速生

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市飛鳥町小又字李 560

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 5

## 1 通知することができない者の氏名

北秀雄

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市飛鳥町小又字李 559

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 6

## 1 通知することができない者の氏名

山口ヒガヨ

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市井戸町字坊作り 2591 の 3

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 7

- 1 通知することができない者の氏名  
山下幸世
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
熊野市五郷町和田字大坪 608、609 の 2、610
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 8

- 1 通知することができない者の氏名  
奥川広行
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
熊野市木本町字切立 938、953
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 主伐は択伐による。
      - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 9

- 1 通知することができない者の氏名  
小林武夫
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
熊野市井戸町字中井田 3207
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 646 号

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 125 条の 6 第 1 項の規定による区域内特定養殖業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

平成 28 年 10 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

加入区の名称	区 域
特定のり 若松加入区	鈴鹿市漁業協同組合のうち若松の地区
特定のり 白子加入区	鈴鹿市漁業協同組合のうち白子の地区
特定のり 大口・西黒部加入区	松阪漁業協同組合のうち大口及び西黒部の地区
特定のり 大淀加入区	伊勢湾漁業協同組合のうち大淀の地区
特定のり 桃取町加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち桃取町の地区
特定のり 答志加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち答志の地区
特定のり 和具浦・菅島加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち和具浦及び菅島の地区

三重県告示第 647 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 28 年 10 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 度会南勢線	度会郡南伊勢町斎田字大木田 2055 番地先から 度会郡南伊勢町斎田字大木田 2056 番地先まで	平成 28 年 10 月 7 日

三重県告示第 648 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 20 条第 1 項及び第 55 条第 1 項の規定により、道路と都市公園との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立しました。

なお、関係図書は、三重県県土整備部道路管理課及び三重県四日市建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 28 年 10 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 道路の名称  
一般県道田光梅戸井停車場線
- 2 兼用工作物の位置  
いなべ市大安町梅戸  
三重郡菰野町大字小島

- 3 管理の内容  
兼用工作物の維持、修繕、災害復旧及び許認可等の権限の行使に関する事務
- 4 管理の期間  
平成 28 年 8 月 5 日から当該施設の存続する期間

**三重県告示第 649 号**

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条の 2 第 1 項の規定により、都市公園と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立しました。

なお、関係図書は、三重県県土整備部都市政策課及び三重県四日市建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 28 年 10 月 7 日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 都市公園の名称及び位置
  - (1) 名称  
北勢中央公園
  - (2) 位置  
いなべ市大安町梅戸  
三重郡菰野町大字小島
- 2 管理を行う者の氏名及び住所  
道路管理者 三重県知事 鈴木英敬  
三重県津市広明町 13 番地
- 3 管理の内容  
兼用工作物の維持、修繕、災害復旧及び許認可等の権限の行使に関する事務
- 4 管理の期間  
平成 28 年 8 月 5 日から当該施設の存続する期間

**選 管 告 示**

**三重県選挙管理委員会告示第 88 号**

不在者投票のできる施設の指定（昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号）の一部を次のように改正します。

平成 28 年 10 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

老人ホームの項中

「南牟婁郡紀宝町北檜杖字倉谷 30	みふねの杜	」を
「南牟婁郡紀宝町北檜杖字倉谷 30	みふねの杜	」に改める。
南牟婁郡紀宝町井田 2389-1	高齢者住宅紀宝の丘 II	」

**三重県選挙管理委員会告示第 89 号**

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 28 年 10 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

- 1 政治団体の設立
 

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
井村貴志後援会	井村貴志	浦野卓久	伊勢市大湊町 1118-70	平成 28 年 8 月 18 日	

V o i c e	中村正樹	中村彰子	松阪市鎌田町 212-13	平成 28 年 8 月 25 日
橘大介後援会	橘大介	橘大介	松阪市平成町 2-4	平成 28 年 9 月 13 日
ともに伊賀市をつくる会	米島久雄	川北剛	伊賀市大野木 1718	平成 28 年 8 月 31 日
中村孝司後援会	前田敏道	中村雅子	志摩市阿児町鶴方 1461	平成 28 年 9 月 6 日

## 2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
日本維新の会伊賀市支部	田中 覚	政治団体の名称	日本維新の会伊賀市支部	おおさか維新の会伊賀市支部	平成 28 年 8 月 23 日	政党
大口秀和後援会	大口伝広	主たる事務所の所在地	志摩市志摩町和具 1896-23	志摩市志摩町和具 1896-12	平成 28 年 2 月 20 日	
笹井絹予後援会	堀列子	代表者	堀列子	山口久喜	平成 28 年 8 月 27 日	

## 三重県選挙管理委員会告示第 90 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

平成 28 年 10 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
南部武司後援会	南部武司	平成 28 年 7 月 30 日	

## 三重県選挙管理委員会告示第 91 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 28 年 10 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
井村貴志	市議会議員	井村貴志後援会	伊勢市大湊町 1118-70	平成 28 年 8 月 18 日

公 告
-----

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 28 年 11 月 27 日まで縦覧に供します。

平成 28 年 10 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 申請のあった年月日  
平成 28 年 9 月 16 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 ビバ・橋北
  - (2) 代表者の氏名  
服部 浩明
  - (3) 主たる事務所の所在地  
四日市市京町 4 番 12 号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地区内外の住民を対象として、スポーツ・文化活動の振興、健全な心身を育成、福祉活動などに関する事業を行い、地域社会の連携をもって明るく豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 28 年 10 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 認証年月日  
平成 28 年 9 月 27 日
- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 みえ減災啓発支援ネット
  - (2) 代表者の氏名  
加藤 昌弘
  - (3) 主たる事務所の所在地  
四日市市蔵町 4 番 17 号 四日市市なやプラザ
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民・学生児童及び諸活動のグループ等に対して、予想される地震災害はもとより、風水害等自然災害などあらゆる災害への防災・減災啓発活動に関する事業を行い、地域住民等が災害への事前の備えを積極的に取り組み、被災の程度・状況を減ずること、および発災時に復旧・復興が出来るよう、寄与することを目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 28 年 10 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 認証年月日  
平成 28 年 9 月 28 日
- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 くわな発達支援塾
  - (2) 代表者の氏名  
山本 将士
  - (3) 主たる事務所の所在地  
桑名市大字島田 697 番地 5
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、軽度発達障害や未診断でつまずきのある子どもたちを対象に、心理カウンセリングの提供と個々のニーズに合った学習支援や運動支援、社会性の形成支援などの教育支援事業を行うとともに、その関



係者に対する相談や研修会、ニュースレターの発行などの支援・普及・啓発事業を実施することで、特別な教育的ニーズを求める者に、迅速な支援が受けられる環境づくりを進めることを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成28年11月27日まで縦覧に供します。

平成28年10月7日

三重県知事 鈴木英敬

1 申請のあった年月日

平成28年9月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 環境評価研究機構

(2) 代表者の氏名

大川 光司

(3) 主たる事務所の所在地

四日市市諏訪栄町4番10号アピカビル3階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域社会及び企業に対して、環境評価の研究ならびにその普及・実践に関する事業を行い、もって環境負荷軽減・改善に寄与することを目的とする。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請がありましたので、同条第3項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供します。

平成28年10月7日

三重県知事 鈴木英敬

1 縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
山岸 泰平	津市白山町稲垣 115	津市白山町古市東沖 1298 ほか 5 筆
西森 偉統	津市白山町八対野 2959-2	津市白山町八対野道山垣内 2879 ほか 2 筆
中村 高之	津市白山町二本木 3507-6	津市白山町二本木大久保 5275 ほか 2 筆
田中 陽介	津市白山町二本木 3549-2	津市白山町二本木小道 5153 ほか 1 筆
農事組合法人 南家城営農組合	津市白山町南家城 2502-2	津市白山町南家城川久保 2495

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

三重県農林水産部担い手支援課

(2) 縦覧期間

平成28年10月7日から同月20日まで

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条の2第1項の規定により三重県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）を次のとおり策定しましたので、同条第4項で準用する同法第4条第5項の規定により公表します。

平成28年10月7日

三重県知事 鈴木英敬

「次」は省略し、三重県農林水産部獣害対策課及び伊勢農林水産事務所に備え置いて縦覧に供します。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 28 年 10 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 28 年 9 月 21 日	員弁郡東員町大字山田字半之木 2572-1 ほか 2 筆	員弁郡東員町大字鳥取 811 太 田 等 太 田 朝 也

## 特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 28 年 10 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

### 1 入札に付する事項

#### (1) 委託業務名

平成 29 年度～平成 33 年度 三重県立子ども心身発達医療センター清掃業務委託

#### (2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

調達説明書（仕様書）は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）内の入札情報サービスシステム（物件調達）から入手することができます。

#### (3) 委託期間

平成 29 年 4 月 1 日（土）から平成 34 年 3 月 31 日（木）までとします。

#### (4) 委託業務履行場所

三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する場所とします。

#### (5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（加算方式）による一般競争入札です。

### 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

#### (1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

#### (2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 過去 5 年間（平成 23 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで）に、60 床以上の規模を有する病院において、清掃業務を 6 月以上継続して履行した実績と、通算 3 年以上履行した実績があること。

オ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）及びこれに基づく厚生労働省令で定める業務委託に関する基準に適合する者であること。

### 3 入札に関する事項

(1) 本入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。4(1)の申請書を提出するまでに、13 に掲げる調達システム担当部局に調達シス

テム利用登録申請（以下「利用登録申請」といいます。）を行い、登録確認を受けてください。

なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により参加する場合の利用登録申請については、電子証明書（ICカード）は不要とします。

- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

#### 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を平成 28 年 10 月 21 日（金）17 時まで、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 14 の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までに掲げる書類を平成 28 年 12 月 8 日（木）17 時まで、14 の場所に提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 3 条第 1 項に定める申請書（第 1 号様式）
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 2(2)エを証明する書類（技術提案書の提出時に確認できる場合は不要です。）
- (5) 2(2)オを証明する書類（財団法人医療関連サービス振興会の認定する院内清掃サービスにかかる「医療関連サービスマーク」の認定を受けている事業者については、認定証の写し）

#### 5 技術提案書の作成について

- (1) 評価基準表及び評価項目に関する調書に基づき作成してください。
- (2) 提出部数は、2 部（正本 1 部及び複写用の副本 1 部）とします。
- (3) 原稿サイズは A4 を基本（当該業務に係る従事予定計画表等で A4 では収まらない場合は、A3 を認めます。）とし、両面使用により頁数は概ね 200 頁までとしてください。また、フラットファイル等で製本にしてください。
- (4) 目次、ページ及びインデックスを付けてください。
- (5) 製本の編綴順序は、評価基準表の評価項目順序のとおり編綴してください。
- (6) いったん提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。なお、採点する上で追加書類の相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。
- (7) 技術提案書提出時に配置される業務管理責任者及び受託責任者は、業務履行に際し原則として変更できません。ただし、入院、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければなりません。
- (8) 技術提案書にあわせて、直近 2 年分の貸借対照表及び損益計算書の写しを提出してください。  
財務状況は評価項目ではありませんが、技術提案書聴取会において聞き取りを行う場合があります。
- (9) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち次に掲げる業務関係者は、技術提案書に記載された業務関係者の有資格者数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

ア 建築物環境衛生管理技術者

イ ビルクリーニング技能士

ウ 清掃作業監督者

エ 病院清掃受託責任者

- (10) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち配置予定清掃従業員の貴社での経験年数は、技術提案書に記載された業務関係者の経験年数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

#### 6 技術提案書聴取会の実施について

- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表により技術提案書聴取会を行いますので、配置される業務管理責任

者及び受託責任者は必ず出席をお願いします。

なお、詳細は 12(4)に示す日程及び次の(2)から(4)までの方法により実施します。

- (2) 配置される業務管理責任者及び受託責任者が技術提案書聴取会に出席できない場合は、評価基準表の聴取項目の評価項目の評価は 0 点とします。
  - (3) 提出された技術提案書により全ての技術評価項目が 0 点となった提案者に対する聴取会は行いません。また、技術評価点は、0 点となり、落札者としません。
  - (4) 落札資格要件を満たさない場合は、開札せずに入札の後に無効とし、落札者としません。
- 7 入札方法及び落札者の決定方法について
- (1) 別記「落札者決定基準」によるものとします。
  - (2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
  - (3) 入札保証金は、入札金額の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。  
なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

#### 8 低入札価格調査制度に関する事項

- (1) 予定価格の制限の範囲内で申込みをした者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に 100 分の 108 を乗じて得た額が、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」といいます。）を下回った場合には、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定により低入札価格調査を実施します。
- (2) 調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

また、当該落札候補者は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限ります。）へ同様の調査を実施するものとします。

この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

#### 9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

- (3) 契約は、14 に掲げる所属で行います。
- (4) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。  
なお、契約金額は入札書に記載された金額の 100 分の 108 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

#### 10 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### 11 その他

- (1) 当該入札に質疑（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、12(1)に掲げる締切日時までに行うものとします（回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いします。）。

- (2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、14 に掲げる所属に説明を求め、十分承知しておいてください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
  - (3) 入札の参加に当たり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。
  - (4) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
  - (5) 契約の相手方となった場合は、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。
  - (6) その他必要な事項は、規則に規定するところによります。
  - (7) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。
  - (8) 技術提案書等の作成にかかる経費については、同提案書提出者の負担とします。  
また、入札等に関する経費においても同様とします。
  - (9) 入札の中止等  
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。  
また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。  
なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。
  - (10) 苦情申立て  
参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。  
なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。  
本件入札手続において政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件入札手続の停止等を行うことがあります。
  - (11) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし落札停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
  - (12) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
  - (13) 本入札に係る詳細は、入札説明書（仕様書）によります。
- ## 12 期間の設定
- (1) 質疑応答の提出締切日時  
平成28年10月18日（火）17時までに、電子入札システムから質疑等を行ってください。  
ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに14に掲げる所属へ書面（ファクシミリ）により質疑申請を行ってください。  
なお、質疑申請をした際は、お手数ですが速やかに14に掲げる所属へ別途電話連絡をしてください。  
全ての質疑への回答は、平成28年10月20日（木）17時までに、「入札等情報公開システム」の「発注情報閲覧画面」で行ないます。
  - (2) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時  
平成28年10月21日（金）17時までに電子入札システムの「資格確認」の「確認申請提出」の提出により行ってください。  
ただし、書面による入札参加者にとっては、「競争入札参加資格確認申請書」（第1号様式）を、提出締切日時までに14に掲げる所属へ郵送又は持参により提出してください。  
結果通知は、平成28年10月27日（木）17時までにを行います。
  - (3) 技術提案書等提出の日時及び場所  
ア 日時 平成28年10月28日（金）8時30分から同年11月10日（木）17時15分まで  
イ 場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県健康福祉部子ども・家庭局発達支援体制推進プロジェクトチーム  
ウ 方法 提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、14に掲げる入札事務担当部局に持参する日時について

調整を行ってください。

また、郵送の場合は、封筒等の外側に「三重県立子ども心身発達医療センター清掃業務委託提案書等在中」と記載してください。

(4) 技術提案書聴取会の実施

ア 日程 平成28年12月1日(木) 予定

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、うち説明は15分以内とします。

エ 出席者は、配置される予定の業務管理責任者及び受託責任者を含め3名以内とします。

(5) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成28年12月2日(金)14時まで

入札と合わせて提出が必要となる入札金額内訳書は、調達システムの添付機能を使用して提出締切日時までに提出してください。

イ 書面による入札の場合は、調達説明書(仕様書)の入札書と入札金額内訳書を一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成28年12月2日(金)14時まで

なお、三重県庁内郵便局へは平成28年11月25日(金)から同年12月2日(金)14時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県健康福祉部子ども・家庭局発達支援体制推進プロジェクトチーム

案件名 三重県立子ども心身発達医療センター清掃業務委託入札書在中

(6) 開札の日時及び場所

日時 平成28年12月2日(金)14時30分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県健康福祉部健康福祉総務課

入札書を提出された事業者で開札への立会いを希望される場合は、前日までに14に掲げる部局へ連絡をしてください。

(7) 再入札を行う場合の日時及び場所

別途通知します。

(8) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

平成28年12月8日(木)17時まで

落札候補者にあつては、入札実施後に4(2)から(5)までの書類を契約事務担当所属に提出してください。

ただし、再度入札を行った場合は別途提出期限を定めます。

また、提出した証明書等について、説明等を求める場合があります。

13 電子調達システムに関する事務を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課 企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785 ファクシミリ 059-224-2784

14 入札・契約に関する事務を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県健康福祉部子ども・家庭局発達支援体制推進プロジェクトチーム

電話 059-224-2247 ファクシミリ 059-224-2270

15 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Cleaning Service of Mie Prefectural Medical Center for Child Growth, Development and Disability

(2) Date and Time for the Proposal:

Proposal submitted by registered mail must be received by 5:15 P.M. on Thursday, November 10, 2016.

Managing Authority:

Developmental Support System Project Promotion Team, Child and Domestic Affairs Bureau, Department of Health and Welfare, Mie Prefectural Government, 13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

(3) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Friday, December 2, 2016.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Friday, November 25, 2016 and 2:00 P.M. on Friday, December 2, 2016.

(4) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Friday, December 2, 2016.

(5) Managing Authority :

Developmental Support System Project Promotion Team, Child and Domestic Affairs Bureau, Department of Health and Welfare, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2247 FAX:059-224-2270

E-Mail:hattatsu@pref.mie.jp

別記「落札者決定基準」

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、総得点の最も高い入札者を落札候補者とし、当該落札候補者の落札資格確認を行った後落札決定します。

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価（価格評価点）及び技術内容の評価（技術評価点…技術要件、企業要件及び全般）の観点で評価します。

1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下（入札価格 $\leq$ 調査基準価格）の場合は、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」といいます。）を、全ての入札価格について200点（満点）とします。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあっては、次に示す計算式により算出します。

価格評価点 $=200 \times (\text{評価基準額} - \text{入札価格}) / (\text{評価基準額} - \text{調査基準価格})$

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格は全て税抜きとします。

2 技術内容の評価

【別表】技術評価欄に掲げる要件に基づき提案内容を審査し（聴取を含みます。）、技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記1及び2で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者とします。

4 有効数字

「価格評価点」の算出は、1点未満を切捨てとします。

「技術評価点」の算出は、小数点第2位以下を切捨てとします。

5 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき。）の対応

(1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。

(2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点異なる場合にあっては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。

イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあっては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とします。

ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあつて、さらに「入札価格」が同じ場合にあつては、当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとします。

6 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は 100:100 とし、「価格評価点」200 点、「技術評価点」200 点の計 400 点満点とします。

評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。

7 低入札価格調査制度について

調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札候補の決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札候補者を決定します。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限る。）へ同様の調査を実施するものとします。

【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格要件	調査基準価格との比較	200	200
技術評価	技術要件	研修体制	120	24
		履行体制及び品質保証取組		70
		苦情処理		8
		検査体制		10
		顧客満足度向上への取組		8
	企業要件	契約実績	60	15
		認定事業者		10
		従業員の雇用		15
		地域社会貢献度		20
	全般	業務の取組姿勢	20	20
合計			400	400



---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---